

貸借対照表

令和6年3月31日現在
(単位:円)

資産の部		負債の部	
流動資産	702,408,085	流動負債	1,081,384,020
現金及び預金	135,491,957	買掛金	442,980,725
売掛金	130,372,167	短期借入金	25,440,868
新車	228,353,000	未払金	5,049,000
中古車	109,261,639	未払費用	77,075,638
部品	22,334,001	未払法人税等	32,433,700
その他棚卸資産	28,700,114	通算制度未払金	5,905,687
短期繰延税金資産		未払消費税	12,718,380
その他の流動資産	47,895,207	賞与引当金	74,940,164
貸倒引当金(短期)		その他の流動負債	404,839,858
		固定負債	611,321,456
固定資産	2,228,512,017		
(有形固定資産)		退職給付引当金	553,495,746
建物	409,647,157	預り保証金	55,505,710
構築物	15,263,422	役員退職慰労引当金	2,320,000
機械装置	81,398,334	その他の固定負債	0
車両運搬具	196,451,883		
工具器具備品	16,300,239	負債合計	1,692,705,476
リース資産	3,632,160		
土地	1,257,376,490		
建設仮勘定	0		
(無形固定資産)		純資産の部	
その他の無形固定資産	7,408,803	株主資本	
		資本金	90,000,000
(投資等)		利益剰余金	1,148,214,626
出資金	2,410,000	(前期利益剰余金)	970,561,739
差入保証金	10,000	株主資本合計	1,238,214,626
長期貸付金	874,400		
長期前払費用	2,711,720	評価・換算差額等	
長期金銭債権	1,002,998	有価証券評価差額金	0
繰延費用	360,000	評価・換算差額等合計	0
長期繰延税金資産	224,786,579		
その他投資	10,755,230	純資産合計	1,238,214,626
貸倒引当金(長期)	▲ 1,877,398		
資産合計	2,930,920,102	負債及び純資産合計	2,930,920,102

(注)有形固定資産の減価償却累計額 1,697,682,054円

個別注記表

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

重要な会計方針に係わる事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法
 - (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
 - ① 時価のあるもの
期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算出)
 - ② 時価のないもの
移動平均法による原価法
 - (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
 - ① 新車・中古車は低価法
 - ② 部品は移動平均法による原価法
 - ③ 貯蔵品は最終仕入原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産
法人税法の規定による定率法、ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)は定額法、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法
平成30年4月1日以降は車両運搬具以外のものは定額法による
 - (2) 無形固定資産
法人税法の規定による定額法
3. 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金
売上債権、貸付金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については法人税法の規定による法定繰入率により計上していたが、平成22年度税制改正に伴い法人税法の規定による法定繰入率に関わる中小企業向け特例措置が不適用となったことから、貸倒実績率の計算により計上。貸倒懸念債権特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上
 - (2) 賞与引当金
従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上
 - (3) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、退職金規程に基づき、当事業年度末における退職給付要支給額を計上
(要支給額に直近の昇給率と割引率を織り込み、将来の給付額増と給付債務を現在価値に割引き計上)
 - (4) 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規定に基づき、期末要支給額を計上
4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - (1) リース取引の処理方法
リース物件の所有権が借主に移転するもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係わる方法に準じた会計処理による
ただし、平成20年4月1日以降にリース開始する、契約1件当たりのリース料総額が3百万円以上の取引に関しては、売買取引(オンバランス)による会計処理による
 - (2) 消費税等の会計処理
消費税の会計処理は税抜方式による
5. 会計方針の変更に関する注記
 - (1) 収益認識に関する会計基準の適用
「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2018年3月30日公表分。以下「収益認識会計基準」という。)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日公表分)を、令和3年度会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変化点は以下のとおりです。
 - ① 新車及び中古車小売販売
新車販売及び中古車小売販売に関して、従来は新車の新規登録、中古車小売の定義変更の時点収益の認識としておりましたが、令和3年度会計年度より、顧客への商品の受け渡し時点を「財又はサービスの支配が顧客に移転した時点」とし、「登録」から「納車」へ収益を認識する時点を変更しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、令和3年度会計年度の期首より前に会計方針を遡及適用した場合の累計的影響額を、令和3年度会計年度の期首の利益剰余金に加減し、令和3年度期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、令和3年度会計年度の売上高・売上原価・売上利益・営業利益・経常利益及び税金等調整前当期純利益に軽微な影響があります。
6. その他の注記
 - ・ 部品の棚卸廃棄損及び棚卸差益損は、部品売上原価へ計上していることにより、営業利益が610千円減少している

以上